

## （仮称）磐田市子ども計画の策定について

### 1 策定の趣旨

「子ども基本法」や「子ども大綱」を勘案し、既存の「子ども・子育て支援事業計画」や新規計画などを包含する一体的な計画として、「（仮称）磐田市子ども計画」を策定します。

### 2 近年の国の動向

子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「子ども家庭庁」が発足しました。子ども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5（2023）年4月から、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「子ども基本法」が施行となりました。子ども基本法では、以下のような内容が定められています。

#### 子ども大綱（子ども基本法第9条）

- ・子ども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「子ども大綱」に一元化

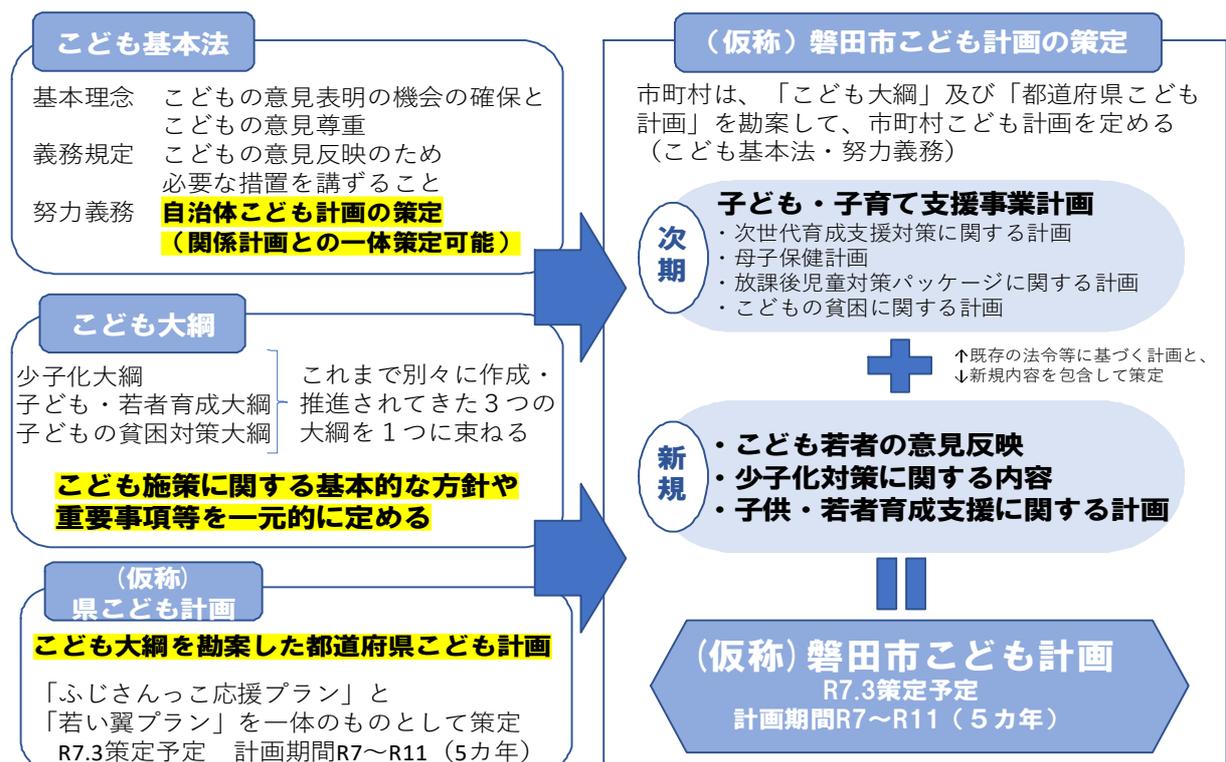
#### 子ども計画（子ども基本法第10条）

- ・国の「子ども大綱」と「都道府県子ども計画」を勘案した「市町村子ども計画」の作成が努力義務に
- ・「子ども計画」は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができる（詳細は後述）

#### 子ども等の意見の反映（子ども基本法第11条）

- ・子どもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を行うことが求められている  
→意見を聴くこと・施策への反映を検討すること・その結果をフィードバックすること など

### 3 （仮称）磐田市子ども計画との関係性



## 4 計画の対象

「こども基本法」では「こども」を「心身の発達の過程にある者」、「こども大綱」では、「若者」について「20代、30代を中心とする若い世代」としており、年齢的な線引きはありませんが、本計画では30歳代までを主な対象者として考えています。

## 5 計画の位置づけ

### (1) 計画の根拠

本計画は「こども基本法第10条」に基づく「市町村こども計画」であり、以下の計画を包含し策定します。

#### ①第三期磐田市子ども・子育て支援事業計画

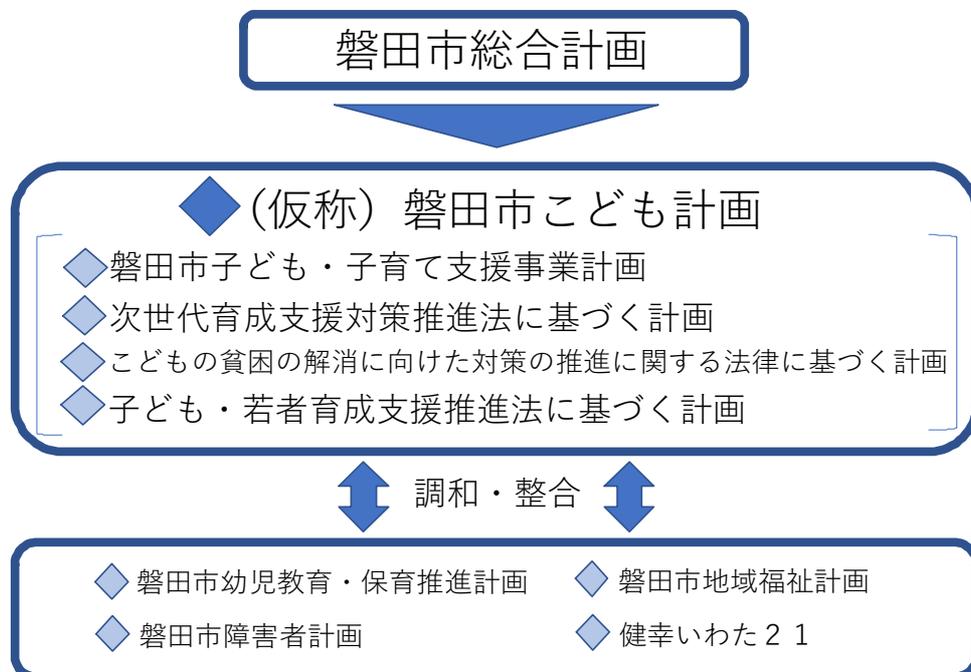
次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（母子保健計画を包含）  
 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画  
 放課後児童対策パッケージ

#### ②子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画【新規】

### (2) 関連する計画

本計画は、市のまちづくりの総合的指針である「磐田市総合計画」を上位計画とし、こども施策の視点で具体化する分野別計画であり、その他関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定するもので、保健、医療、福祉、教育、生活環境、就労環境（ワークライフバランス）、地域づくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図っていきます。

関連計画との関係



## 6 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間となります。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 7 計画の構成について

国の計画にあたる「こども真ん中実行計画」と、静岡県の「都道府県こども計画」は「こども大綱」に基づき作成されます。そのため本市においても、国・県の動向に呼応する形で今後のこども施策を実行していくため、「こども大綱」の構成に準じて組み立てることで、国・県の計画期間内の進捗管理等に対応していきます。

### (1) 第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画と（仮称）磐田市こども計画の構成比較（案）

第二期計画（現行）		こども計画	
<b>第1章</b>	<b>計画策定にあたって</b>	<b>第1章</b>	<b>計画策定にあたって</b>
1	近年の国の少子化対策	1	近年の国のこども施策（少子化対策）
2	策定の趣旨	2	策定の趣旨
3	計画の位置づけ	3	計画の位置づけ
<b>第2章</b>	<b>磐田市の現状と課題</b>	<b>第2章</b>	<b>磐田市の現状と課題</b>
1	磐田市の現状	1	磐田市の現状
1-1	統計資料から見る磐田市の現状（まとめ）	1-1	統計資料から見る磐田市の現状（まとめ）
2	子育て支援の状況	2	子育て支援の状況
3	第一期計画の取り組み状況	3	第二期計画の取り組み状況
4	現状から見える磐田市の課題	4	現状から見える磐田市の課題
<b>第3章</b>	<b>基本構想</b>	<b>第3章</b>	<b>基本構想</b>
1	基本目標	1	基本目標（理念）
2	基本的な考え方	2	基本的な考え方
3	子育てのまち行動指針	3	こども施策の体系
4	行動指針の体系		
<b>第4章</b>	<b>行動計画</b>	<b>第4章</b>	<b>こども施策の展開</b>
1	行動指針1	1	ライフステージ共通した施策
2	行動指針2	2	ライフステージ別の施策
3	行動指針3	3	子育て当事者への支援の施策
4	行動指針4		
5	行動指針5		こども大綱に準じた構成に再編
6	行動指針6		
7	行動指針7		
<b>第5章</b>	<b>計画の目標値等</b>	<b>第5章</b>	<b>計画の目標値等</b>
1	磐田市の将来の人口推計	1	磐田市の将来の人口推計
2	教育保育・提供区域の設定	2	教育保育・提供区域の設定
3	「量の見込み」の考え方	3	「量の見込み」の考え方
4・5	「量の見込み」と提供体制の確保	4・5	「量の見込み」と提供体制の確保
<b>第6章</b>	<b>計画推進に向けて</b>	<b>第6章</b>	<b>計画推進に向けて</b>
1	事業計画の周知	1	事業計画の周知
2	事業の評価と行動計画の見直し	2	事業の評価と行動計画の見直し
3	磐田市子ども・子育て会議	3	磐田市子ども・子育て会議
資料	アンケート抜粋、子ども・子育て会議資料など	資料	アンケート抜粋、子ども・子育て会議資料など

### (2) 新規追加・変更する項目（案）

- ・基本目標（理念）の変更
- ・こども施策の構成変更
- ・こども施策の新規追加
  - いじめやひきこもり、ヤングケアラーなど困難な状況に置かれた子ども・若者への支援
  - 少子化対策として結婚に関する支援
  - こども若者の権利の保障
  - こどもの居場所の充実
- ・地域子ども・子育て支援事業の新規追加（産後ケア・こども誰でも通園制度など）